

労働者派遣法が改正されずに平成27年10月1日を迎えた場合の問題（いわゆる『10.1問題』）

平成26年冬 厚生労働省内において作成

経済界等の懸念

26業務（※）に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度のまま、労働契約申込みみなし制度（平成27年10月1日施行）が施行されることを避けたい。

※秘書、通訳等の専門的な業務等。派遣期間の上限がない。
（26業務以外の業務は最長3年）

【現行制度の課題】

26業務の該当の有無がわかりにくい

（例）

- ・事務用機器操作（26業務）について、データの単純入力の業務のみやっていると26業務に該当しないと指摘された。
- ・速記者として録音テープの議事録起こしをやっていると速記（26業務）に該当しないと指摘された。
- ・秘書（26業務）が来客者にお茶だしをすることは26業務に該当しないと指摘された。

【10月1日以降に想定される状況】

<ケース①> 26業務だと思って3年以上受け入れていたら、実は26業務ではないと認定された。

<ケース②> 3年以上26業務に従事する派遣労働者が、派遣先に直接雇用されたいため、26業務以外の業務を故意に行う。

派遣先が労働契約申込みみなし制度の適用がないと主張する場合、労働契約申込みみなし制度の発動を認定してもらうため、派遣労働者が裁判所に訴える。

訴訟が乱発するおそれ

予想される問題

労働契約申込みみなし制度のリスクを回避するため、派遣先が、平成27年10月1日の前に26業務（全体の42%）の派遣の受入をやめる可能性

➡ 大量の派遣労働者が失業

加えて・派遣事業者に大打撃

・派遣先は迅速に必要な人材を確保できず、経営上の支障が生じる

【労働契約申込みみなし制度とは】

派遣先が派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合等（※）、違法状態が発生した時点で、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元事業主における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす制度

※期間制限違反以外は10.1問題が生じない



これらの問題意識は平成24年法改正時において与野党間でも共有
→速やかにわかりやすい制度に見直すよう宿題が出されていた

（参考）平成24年労働者派遣法改正法の国会審議における附帯決議（自公民）（抄）
いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。

労働者派遣法が改正されずに平成27年10月1日を迎えた場合の問題 (いわゆる『10.1問題』)

厚生労働省

【現行制度の課題】

26業務の該当の有無がわかりにくい

(例)

- ・事務用機器操作(26業務)について、データの単純入力の業務のみやっていると26業務に該当しないと指摘された。
- ・速記者として録音テープの議事録起こしをやっていると速記(26業務)に該当しないと指摘された。
- ・秘書(26業務)が来客者にお茶だしをすることは26業務に該当しないと指摘された。

【10月1日以降に想定される状況】

- 派遣先が意図せずに26業務ではないと認定されるケース
- 派遣先と派遣労働者との間で解釈に争いがあるケース

↓
派遣先が労働契約申込みみなし制度の適用がないと主張する場合、労働契約申込みみなし制度の発動を認定してもらうため、派遣労働者が裁判所に訴える。

- 訴訟につながるおそれ
- 労働契約申込みみなし制度のリスクを回避するため、派遣先が平成27年10月1日の前に26業務の派遣の受入をやめる可能性

【労働契約申込みみなし制度とは】

派遣先が違法派遣(※)を受け入れている場合、違法状態が発生した時点で、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元事業主における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす制度

※労働契約申込みみなし制度の対象となる「違法派遣」

- 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合 (禁止業務: 港湾運送業務・建設業務等)
- 無許可・無届の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- 派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合 ← 26業務でないとされたときに生じる問題
- いわゆる偽装請負の場合 (請負等の名目で、派遣契約を締結せずに労働者派遣を受け入れた場合)

※期間制限違反以外はいわゆる「10.1問題」が生じない



これらの問題意識は平成24年法改正時において与野党間でも共有

→速やかにわかりやすい制度に見直すよう宿題が出されていた

(参考) 平成24年労働者派遣法改正法の国会審議における附帯決議(自公民)(抄)

いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。

はじめに

- [設立趣旨](#)
- [相談窓口の紹介](#)
- [所属弁護士ブログ](#)
- [フェイスブック](#)

事例集

- [長時間労働](#)
- [残業代不払い](#)
- [固定残業代](#)
- [年俸制・オール歩合と残業代](#)
- [過労死、過労自殺](#)

塩崎厚労大臣、残業代ゼロ法案について本音を発言

2015年4月20日早朝、日本経済研究センターの「会員会社・社長朝食会」において、塩崎恭久厚生労働大臣が、残業代ゼロ法案について本音を発言した音声を入手したので公開いたします。

塩崎厚労大臣、残業代ゼロ法案について本音を暴露！

【反訳】

高度プロフェッショナル制度はまあ、1千万円以上もて、実は働いている人の4%くらいしかいないんですね。5%は役員ですから、残り2・5%でそれも希望者だけとな少ないところでスタートするんですけど、まあ、我々と産んで大きく育てるという発想を変えて、まあ、時間法でない、労働時間法制はかからないけど、健康時間という理で健康はちゃんと守って、だれもむしろクリエイティブな働き方をやってもらうということで、まあ、とりあぐので、経団連が早速1075万円を下げるんだといったもああれでまた質問がむちゃくちゃきましたよ。

ですから皆さん、それはちょっとぐっと我慢して頂いてあとりあえず通すことだと言って、合意をしてくれるかと思っと思っています。

【反訳】

高度プロフェッショナル制度はまあ、1千万円以上もらっている人って、実は働いている人の4%くらいしかいないんですね。そのうちの1・5%は役員ですから、残り2・5%でそれも希望者だけとなればものすごく少ないところでスタートするんですけど、まあ、我々としては小さく産んで大きく育てるという発想を変えて、まあ、時間法制ではかからない、労働時間法制はかからないけど、健康時間ということで別の論理で健康はちゃんと守って、だれもむしろクリエイティブな働き方をやってもらうということで、まあ、とりあえず入っていくので、経団連が早速1075万円を下げるんだといったもんだから、まああれでまた質問がむちゃくちゃきましたよ。

ですから皆さん、それはちょっとぐっと我慢して頂いてですね、まあとりあえず通すことだと言って、合意をしてくれるか大変ありがたいと思っと思っています。

とりあえず通した後で法案の対象を拡大しようという意図がよく分かる発言です。

[このサイトで署名して、法案を廃案に追い込みましょう！⇒「定額働かせ放題」法案の撤回を求めます！](#)